

令和〇年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 記入例

- 職員番号8桁、配属・所属を記入ください。
- 複数の職員番号を所持している方は、職員番号欄の下余白にその番号8桁を付記してください。
- 配属・所属が人間社会科学研究科、先進理工系研究科、統合生命科学研究科の方は、該当の総括支援室、支援室に〇を記入してください。

→ 8 7 6 5 4 3 2 1

なく、採用時に付与された8桁の職員番号を記入してください。)

大学院〇〇研究科

人間社会・先進理工・統合生命の方は、該当の配属部局等の支援室等に〇を記入してください。

総、文、教、経、理、先端、工、生、国、東千田 令和8年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

該当事項(採用、扶養追加、扶養取消、住所変更)欄のいずれかに〇及び内容を記入してください。

西条
税務署長
AB市
市区町村長

採用
【採用日:
2026/5/1】

扶養追加

扶養取消

住所変更
【変更日:
】

マイナンバーについては、提出済みの方は空白のままにしておいてください。未提出の方は、書き間違いがないよう、必ず番号カード(写)を確認の上マイナンバーの記入を行ってください。本人分については番号カード(写)の提出が必要ですが、配偶者や扶養親族については番号カード(写)の提出は不要です。なお、申告書裏面に提出方法等記載しておりますので、ご確認ください。マイナンバーの利用目的については「補足④」のとおりです。

↑
マイナンバー
記入欄

現時点では
空欄で結構

赤枠実線内は記入必須(一部項目は印字済み)です。

西条

税務署長

AB市

市区町村長

AB市

【補足①】配偶者を控除対象にするための要件について

概要は次のとおりです。

配偶者を控除対象にするための要件（①と②の両方を満たすことが必要です）

年 要件	令和7年分から
①配偶者の所得金額	95万円以下 (給与所得だけの場合、給与等の収入金額が160万円以下)
②申告者(教職員本人)の所得金額	900万円以下 (給与所得だけの場合、給与等の収入金額が1,095万円以下)

【補足②】源泉控除対象扶養親族の要件について

税制改正により特定親族が新設されました。親族を控除対象にするための要件(①と②のいずれかに該当する人)

年 要件	令和7年分から
①特定親族 (19歳以上23歳未満)	100万円以下 (給与所得だけの場合、給与等の収入金額が165万円以下)
②控除対象扶養親族 (16歳以上)	58万円以下 (給与所得だけの場合、給与等の収入金額が123万円以下)

【補足③】ひとり親控除及び寡婦控除の適用要件について

ひとり親控除及び寡婦控除の適用要件、Cのチェック項目の記入方法については下記のとおりとなります。

ひとり親控除…… 現に婚姻をしていない者(婚姻歴の有無を問わない)
または配偶者の生死の明らかでない者のうち、下記の要件をすべて満たすもの

①合計所得金額が**58万円以下** (給与収入では年収123万円以下)の同一生計の子
(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている子は除く)を有する
②本人の合計所得金額が**500万円以下**であること
③本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと



ひとり親に

●寡婦とは…… 次に掲げる者でひとり親に該当しないもの

①夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件をすべて満たすもの
イ 子ども以外の扶養親族を有すること
ロ 合計所得金額が**500万円以下**であること
ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと
②夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、①の(ロ)・(ハ)の条件を満たすもの



寡婦に

※令和3年分の扶養控除申告書より、ひとり親控除及び寡婦控除については要件の内容欄への記載が不要となりました。

よってひとり親控除及び寡婦控除該当者はチェックボックスへの記入のみとなります。

(障害者控除及び勤労学生控除については引き続き内容の記入が必要となります。ご注意ください。)

【補足④】マイナンバーの利用目的について

皆様から提出していただくマイナンバーは、広島大学が関係行政機関に対して行う次の手続で利用します。

- 1 役員及び職員に係る個人番号関係事務
 - ①給与所得・退職所得の源泉徴収事務
 - ②財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書提出事務
 - ③国家公務員共済届出・申請事務
- 2 役員及び職員の配偶者に係る個人番号関係事務(現時点では次の1つのみです。)
 - ①国民年金の第3号被保険者の届出事務
- 3 個人に係る個人番号関係事務(1で述べた事務を除きます。現時点では次の1つのみです。)
 - ①報酬・料金等の支払調書作成事務

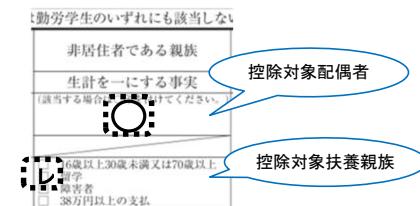
【補足⑤】継続して1年以上国外に居住する親族（国外居住親族）を控除対象配偶者・扶養親族とする際の手続について

国外居住親族の対象となるのは、継続して1年以上国外に居住する方です。したがって、短期留学により数カ月間国外に一時滞在する方等は国外居住

親族の対象に含まれず、以下の手続も不要です。国外居住親族の対象となるか不明な場合は、配属部局等の事務担当者までお問い合わせください。

手続の内容

- ・国外居住親族を控除対象配偶者とする場合は、右図に示す申告書の「非居住者である親族」欄に○を記入してください。
- ・国外居住親族を控除対象扶養親族とする場合は、右図に示す申告書の該当欄にレ点を記入してください。
- ・さらに、その国外居住親族が給与所得者（広島大学の場合は教職員の皆様ご本人）の親族であることを証明する書類（親族関係書類）を添付又は提示してください。親族関係書類に該当するものは下表のとおりです。



親族関係書類に該当するもの（国税庁通知より）

	個別の注意事項	共通の注意事項
外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類 (その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。)	<ul style="list-style-type: none"> ○「外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類」とは、該当の親族の氏名、生年月日及び住所等が記載されている書類のうち、その親族が居住者の親族であることを証明するもののことです。国税庁通知では次のような書類が例示されています。 <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本その他これに類する書類 ・出生証明書 ・婚姻証明書 ・写しではなく、原本の添付(又は提示)が必要です。 	<p>書類が日本語以外の言語で作成されている場合には、法令により、その翻訳文も提出又は提示することが必要です。</p>
戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類 + その親族の旅券(パスポート)の写し	<p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ○戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類は、原本の添付(又は提示)が必要です。一方、親族の旅券(パスポート)は写しの添付(又は提示)でよいとされています。 ○旅券(パスポート)は、氏名、生年月日などが記載されている身分事項のページの写しが必要です。 	

(注意！) 国外居住親族を控除対象配偶者・扶養親族として申告し所得税の軽減措置を受けるためには、今回提出いただく「親族関係書類」に加え、申告した配偶者・扶養親族に対し生活費や教育費の送金を行ったことを証明する書類（送金関係書類）を来年秋に提出していただく必要があります。

具体的には、外国送金依頼書の控えやクレジットカードの利用明細書等が該当しますので、年末調整時期の提出に向け、準備を進めておくようお願いします。

なお、送金関係書類は、控除を受ける親族毎に必要ですのでご承知おきください。（例えば、配偶者宛てに子の生活費や教育費もまとめて送金しているような場合には、その送金に関する書類は、子の送金関係書類としては取り扱われません。その結果、子がいることを理由とした所得税の軽減措置は認められず、年末調整の際に、多額の所得税を徴収される可能性がありますのでご注意ください。）

【補足⑥】令和5年以降の国外居住親族の条件について

令和5年1月1日以降に、扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、**年齢30歳以上70歳未満の非居住者**であって次に掲げる者のいざれにも該当しないものが除外されました。(令和8年12月31日現在の年齢で判定)

1_留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

2_障害者

3_扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

上記に該当する場合、以下の表の必要書類の提出が要件です。

区分	配偶者以外の親族						配偶者	
年齢等	0歳～15歳	16歳～29歳	30歳～69歳				70歳以上 (年齢を問わず)	
			留学により非居住となつた者	障害者	38万円以上送金を受けている者	右のいざれにも該当しない者		
必要書類	× 扶養控除対象外 ※従前のとおり	・親族関係書類 ・送金関係書類 ※従前のとおり	・親族関係書類 ・送金関係書類 ・留学ビザ等相当書類 ※従前のとおり	・親族関係書類 ・送金関係書類 ※従前のとおり	・親族関係書類 ・38万円以上の送金 送金関係書類	× 扶養控除対象外	・親族関係書類 ・送金関係書類 ※従前のとおり	・親族関係書類 ・送金関係書類 ※従前のとおり

【補足⑦】「所得の見積額」の計算方法（主なもの）

扶養控除等(異動)申告書の「所得の見積額」欄には、**実際に得る収入をそのまま記入するのではなく、一定の額を控除した(引いた)後の金額を記入**します。

例えば、自分の配偶者がパートタイム勤務で年間90万円の収入を得る予定の場合、その90万円を「所得の見積額」欄に記入するのではなく、一定額を控除した後の金額を記入する、ということです。

つまり、「**実際に得た収入=所得の見積額**ではない」という点にご注意ください。

では、いったいどのくらいの金額を控除すればよいのか、主なものをまとめたのが次の表です。

所得の種類	所得の見積額の計算方法		備考(計算で使用する「収入金額」について)
給与所得 (給料、賃額、賞与など)	1月から12月までの1年間の収入金額 - 給与所得控除額650,000円		計算で使用する収入金額について、次の2点を補足します。
事業所得	1月から12月までの1年間の収入金額 - 必要経費		① 1月から12月までの1年間に支払われた額の合計となります。 共済の扶養、及び、広島大学給与規則の扶養手当とは、期間や限度額の考え方方が異なりますのでご注意ください。
公的年金 (離所得に該当)	受給者が65歳未満の場合	1月から12月までの1年間の収入金額 - 60万円 (この控除額(この場合は60万円)を「公的年金控除額」といいます。)	② 非課税のものは含まれません。 例えば、 ・給与所得での「通勤手当」や、 ・公的年金での「遺族年金」「障害者年金」、共済組合での「傷病手当金」、雇用保険での「失業給付」「育児休業給付金」は非課税ですので、収入金額から除いて計算します。 詳細は別紙を参照してください。
	受給者が65歳以上の場合	1月から12月までの1年間の収入金額 - 110万円 (この控除額(この場合は110万円)を「公的年金控除額」といいます。)	
退職所得			

※申告書に誤った記入等がありますと、税務署から過少納税の是正勧告を受けることがありますので、正しく記入していただくようお願いします。

※提出期限、提出先については、配属部局等からの連絡を必ずご確認ください。

また、提出期限を必ずお守りいただくようお願いします。

所得税が課税されない所得の例

(適用要件や例外要件等がありますのでご注意ください。)

所得税法の規定	1 年利 1%以下の当座預金の利子
	2 子供銀行の預貯金等の利子
	3 傷病者や遺族等が受け取る増加恩給、傷病賜金、遺族年金及び障害者年金等
	4 給与所得者の出張旅費等
	5 給与所得者の一定限度までの通勤手当
	6 給与所得者が受けける職務上必要な給付
	7 国外で勤務する居住者が受ける在外手当
	8 外国政府又は国際機関等の職員の給与所得
	9 生活用動産の譲渡によって生ずる所得
	10 資力をなくし債務の弁済が著しく困難な者が、滞納処分、強制執行又は競売等の強制換価手続等により資産を譲渡した場合の所得
	11 オープン型の証券投資信託の契約に基づき収益調整金のみに係る収益として分配される特別分配金
	12 文化功労者年金等及び学術奨励金等
	13 オリンピック競技大会又はパラリンピック競技大会における成績優秀者を表彰するものとして交付される金品
	14 学資金及び法定扶養料
	15 相続、遺贈又は個人からの贈与による所得（法人からの贈与を受ける場合は所得税が課税される）
	16 一定の損害保険金、損害賠償金及び慰謝料等
	17 障害者等に係る元本 350 万円以下の郵便貯金、少額預貯金及び少額公社債の利子で一定の手続をしたもの
特別法令の規定	保険給付 ○健康保険等の保険給付（出産手当金、傷病手当金、埋葬料等）
	○厚生年金保険の保険給付（老齢厚生年金を除く）
	○雇用保険の失業等給付、育児休業給付金
	○労働者災害補償保険の保険給付
	特別給付金 ○生活保護法により支給される保護金品
	○身体障害者福祉法により支給される金品
	○児童福祉法又は児童手当法により支給される金品
	○児童扶養手当法又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律により支給される手当
	○母子保健法により支給される未熟児の養育医療費
	○高齢者の医療の確保に関する法律により支給される後期高齢者医療給付
	○国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法に基づく条例により支給される金品

所得税が課税されない所得の例

(適用要件や例外要件等がありますのでご注意ください。)

		○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律により支給される金品
		○証人等の被害についての給付に関する法律により支給される金品
		○国家公務員又は地方公務員等共済組合法により組合の給付として支給される金品…出産手当金、傷病手当金、埋葬料など
		○旧港湾労働法により支給される雇用調整手当
		○農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律により支給される給付金
		○雇用対策法により支給される職業転換給付金
		○公害健康被害の補償等に関する法律により補償給付として支給される金品
		○予防接種法により給付として支給を受ける金銭
3		当せん金付証票(宝くじ)の当せん金品…ただし海外で購入した外国の宝くじは一時所得として課税される
4		納税貯蓄組合法による納税貯蓄組合預金の利子(ただし、指定金融機関に委託して租税の納付に充てる場合以外の場合において引き出された部分の金額が一定期間内において10万円を超える場合のその引出しの日の属する期間に対応する利子を除く)
租税特別措置法の規定	1	勤労者財産形成住宅貯蓄の利子
	2	勤労者財産形成年金貯蓄の利子
	3	納税準備預金の利子
	4	民間国外債の利子
	5	特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子
	6	一定の非居住者又は外国法人が受ける一括登録国債の利子
	7	一定の公社債等の譲渡による所得
	8	国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等
	9	国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得等
	10	財産の物納の場合の譲渡所得及び山林所得
	11	政府管掌健康保険等の被保険者が受ける付加給付等
	12	民間国外債の発行差金